

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案に対する
意見募集の結果について

令和 4 年 1 月
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部政策課
新エネルギー課

令和3年11月19日（金）～令和3年12月18日（土）にかけて、標記政令案に対する意見募集を実施いたしましたところ、結果は下記のとおりとなりました。

頂いた御意見に対する資源エネルギー庁の考え方を別紙1のとおりまとめましたので公表いたします。

また、意見募集を実施した際の政令案（新旧対照表）との変更点は別紙2のとおりです。

今後とも、資源エネルギー行政の推進に御協力いただきますよう、よろしく
お願い申し上げます。

1. 実施期間等

(1) 募集期間：令和3年11月19日（金）～令和3年12月18日（土）

(2) 実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送

2. 意見募集結果

意見提出件数：2件（2名）

3. 提出された御意見の概要及びそれに対する考え方

別紙のとおり。

4. お問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課

電話：03-3501-1746

資源エネルギー庁 省エネルギー部・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

御意見の概要及び御意見に対する考え方

今回の、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案に対する御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

No.	提出意見	御意見に対する考え方
1	<p>今回このようなパブリックコメントに初めて投稿させていただきます。</p> <p>まず率直に申し上げますが、この度の「出力制御対象拡大」に関しては絶対にあってはならないことだと思います。</p> <p>太陽光の低圧案件は東京電力、中部電力、関西電力管轄については全量買取が前提となっていたはずですが、この情報を元に事業計画を立ててきましたが、今更になって利益を侵害するような法律変更は国としてあってはならないと思います。</p> <p>このようなことが認められてしまつては</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国としての信頼が揺らぐ。法の不遡及に反する行為である。 2. 事業計画を立ててきた業者の権利が根本から揺らぐものであり、予期せぬ赤字で苦しむことになる（私は今まで通りのルールでギリギリ黒字になる計算です。後出しルールによって大赤字を被る可能性があり、倒産が続出する可能性があります） 3. 世界が再生可能エネルギーに舵を切る中で、その流れに逆らうもので、国際的にも非難の対象となり得る <p>など関わる全てに負の影響を与えるものと考えます。</p> <p>国際社会の波に乗って再生可能エネルギーの拡大、安定供給を目指すのであれば、出力抑制ではなく、蓄電池を普及させるようなルールを新設することの方がよほど効果があり、国としてメリットがあります。</p>	<p>頂いた御意見は、今回の意見募集の対象ではないと考えますが、御意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

	<p>これが認められてしまえば、集団訴訟などに発展しかねない大問題だと思います。 何卒賢明な判断をお願い致します。</p>	
2	<p>再生可能エネルギーについても、結局はトータルコスト（設備製造・移動・設置・メンテ・廃棄等）を考えれば、決して「化石燃料の節減」につながらないし、必ずしも「地球に優しくない」ものです。そこに補助金（差額交付）を出すというのは、やめてほしいです。 効率のいい石炭火力を維持・拡大すればいいんです。Co2 排出と地球温暖化は関係ないですから。</p>	

意見募集を実施した際の政令案（新旧対照表）との変更点

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案の意見募集を実施した際の政令案（新旧対照表）との変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容	備考
1	題名	「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」を「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」に修正。	技術的修正 (経過措置は整備政令には収まらないため、政令の名称を変更。)
2	第2条	改正案第一条中「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）」に修正。	技術的修正 (電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（以下「再エネ特措法施行令」という。）の制定文には、改正前の法律の名称及び法律番号が規定されていることから、再エネ特措法施行令第一条において、改正後の法律の名称の直後に法律番号を追記。)
3	附則第2項	旧附則第3条を附則第2項に修正。	技術的修正
4	附則第3項	旧附則第4条を附則第3項に修正。	技術的修正